

亀山市告示第53号

亀山市青年就農給付金給付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月26日

亀山市長 櫻井義之

亀山市青年就農給付金給付要綱の一部を改正する告示

亀山市青年就農給付金給付要綱（平成24年亀山市告示第174号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、県要領第4の2の（2）に定める額とする。

2 給付金は、原則として半年分を単位として給付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年分の給付金を一括で給付することができる。

第6条の見出し中「青年等就農計画」を「青年等就農計画等」に改め、同条第1項中「才」を「工」に、「青年等就農計画」を「青年等就農計画等」改め、同条第2項中「青年等就農計画」を「青年等就農計画等」に、「青年等就農（変更）計画」を「青年等就農（変更）計画等」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「青年等就農計画」を「青年等就農計画等」に改める。

第8条第1項中「半年ごと」を「原則として給付対象期間の最初の日から1年以内」に改める。

第12条第2項中「青年等就農計画」を「青年等就農計画等」に改める。

様式第1号中「青年等就農（変更）計画」を「青年等就農（変更）計画等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の適用の際現に受給資格者である者については、改正後の亀山市青年就農給付金給付要綱（以下「新要綱」という。）第4条第2項及び第8条第1項の規定を除き、なお従前の例による。この場合において、新要綱第8条第1項中「（県要領別紙様式第16号）」とあるのは「（新規就農者総合支援事業実施要領の一部を改正する通知（平成27年2月3日付け農林水第11824号三重県農林水産部長通知）による改正前の県要領別紙様式第16号）」と読み替えるものとする。
- 3 この告示の適用の際現に受給資格者である者が、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）後に県要領第4の2の（2）のイに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、前項の規定は適用しない。
- 4 この告示の適用の際現に受給資格者である者が、適用日後に国における平成26年度補正予算に基づく事業により給付金の給付を受けようとする場合は、新要綱第8条第1項の規定にかかわらず、給付対象期間前に給付を申請することができるものとする。この場合において、給付金は、同要綱第4条第2項の規定にかかわらず、1年分の給付金を一括で給付する。